

第5章 本計画の実施体制

1 相談等対応窓口

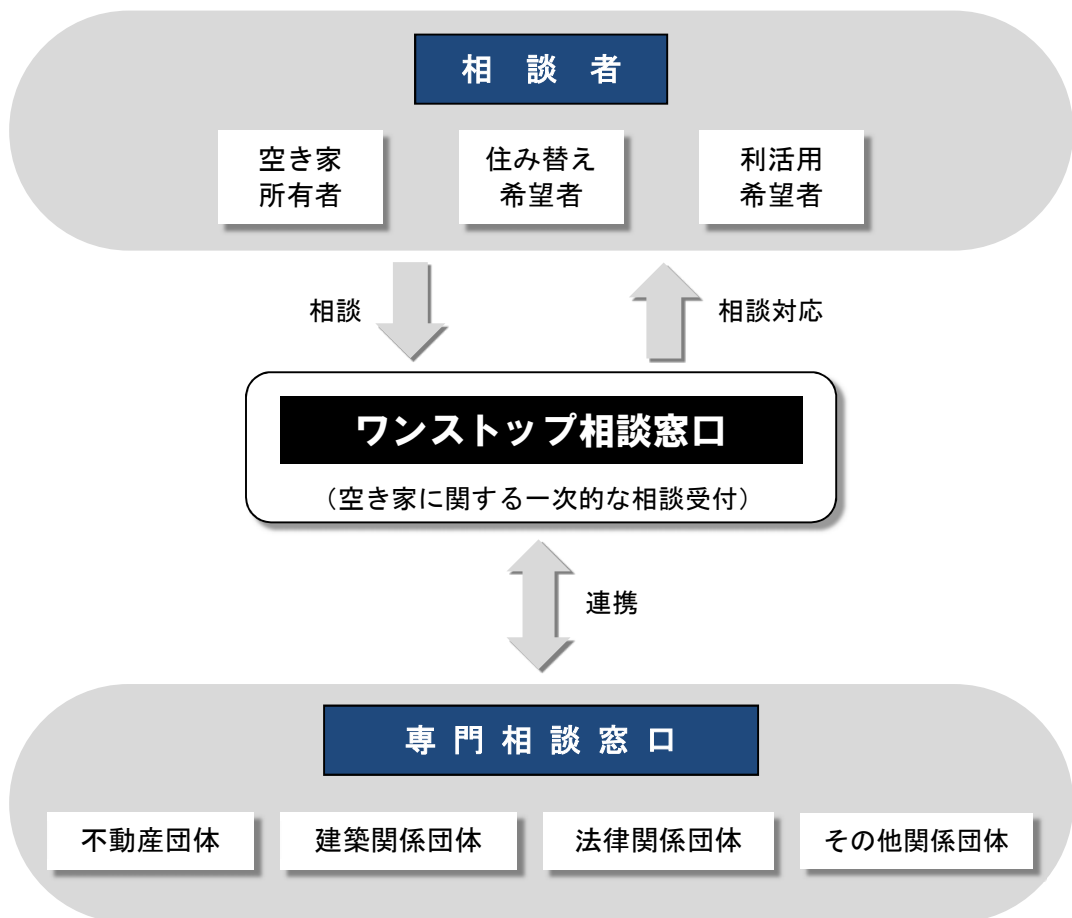
(1) 近隣住民からの苦情相談・情報提供に対応する 一次対応窓口の設置（既設）

近隣住民からの空き家等に関する苦情相談・情報提供に対応するため、各区役所くらし応援室を一次対応窓口として空き家等の現地調査や所有者等を特定するための調査を行い、法や条例に基づく指導等を実施します。

(2) 空き家等の所有者等からの相談に対応する ワンストップ相談窓口の設置

所有している空き家等の管理や譲渡、利活用などの相談に一元的に対応するため、関係団体等と連携してワンストップ相談窓口を設置します（図表 37）。

図表 37 ワンストップ相談窓口 イメージ図



2 庁内の連携

(1) 総合的な空き家等対策に係る連携

本市では、法の成立に伴い、平成 27 年 1 月に空き家等対策の関連部局で構成する「さいたま市空き家等対策庁内連絡会議」を設置し、連携方策の検討や情報の共有を行ってきました。

本計画に基づく各関連施策の推進及び進捗状況の確認等を行うにあたっても同会議を開催することで、引き続き、関連部局間の連携強化に向けた検討や、情報の共有を図っていきます。

◆さいたま市空き家等対策庁内連絡会議構成（平成 29 年 11 月 1 日現在）

| 局 | 部 | 課・室 |
|----------|---------|-------------------|
| 都市戦略本部 | 都市経営戦略部 | |
| 総務局 | 総務部 | 法務・コンプライアンス課 |
| 財政局 | 税務部 | 固定資産税課 |
| | 債権整理推進部 | 収納対策課 |
| 市民局 | 市民生活部 | 市民生活安全課、コミュニティ推進課 |
| | 区政推進部 | |
| スポーツ文化局 | 文化部 | 文化振興課 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 障害政策課、障害支援課 |
| | 長寿応援部 | 高齢福祉課、いきいき長寿推進課 |
| 子ども未来局 | 子ども育成部 | 子育て支援政策課、青少年育成課 |
| | 幼児未来部 | のびのび安心子育て課 |
| 経済局 | 商工観光部 | 商業振興課 |
| 都市局 | 都市計画部 | 都市総務課、都市計画課 |
| 建設局 | 土木部 | 土木総務課 |
| | 建築部 | 建築総務課、建築行政課、住宅政策課 |
| 消防局 | 予防部 | 予防課 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | 文化財保護課 |
| 環境局 | 環境共生部 | 環境創造政策課（事務局） |

(2) 管理不全な空き家等への対応に係る連携

管理不全な空き家等への対応では、一次対応窓口である各区役所くらし応援室と法及び条例の所管課である環境創造政策課を中心として、関係部局と緊密に連携し対応します。

特定空き家等への対応にあたっては、「さいたま市特定空き家等対策庁内検討委員会」において特定空き家等に該当するか否かの判定や指導内容等の検討を行うとともに、必要に応じて他の関連部局とも連携し、問題解決に向けて取り組みます。

◆さいたま市特定空き家等庁内検討委員会構成

| | |
|--------|--|
| 委員長 | 環境共生部長 |
| 委員 | 市民生活安全課長、建築行政課長、土木総務課長 予防課長（消防局）、環境創造政策課長 |
| オブザーバー | 北部・南部建設事務所 建築指導課長、土木管理課長 |
| 案件説明 | 環境創造政策課、各区くらし応援室 |

3 他自治体との連携

埼玉県では法第8条の規定に基づき、管理不全な空き家の解消や利活用可能な空き家の流通促進など、空き家対策の主体となる市町村を県と関係団体が一体となって支援するため、平成26年12月から「埼玉県空き家対策連絡会議」を開催しています。

本市も設置当初から同会議に参加し、特定空き家等に対する指導手順マニュアル作成のための作業部会では中心的な役割を担うなど、県内自治体等と連携して空き家等対策の検討を行ってきました。

本市では、同会議を通して、引き続き、県内自治体等との情報交換、空き家等をめぐる課題の研究等を行い、空き家等対策の更なる向上を図ります。

◆埼玉県空き家対策連絡会議構成

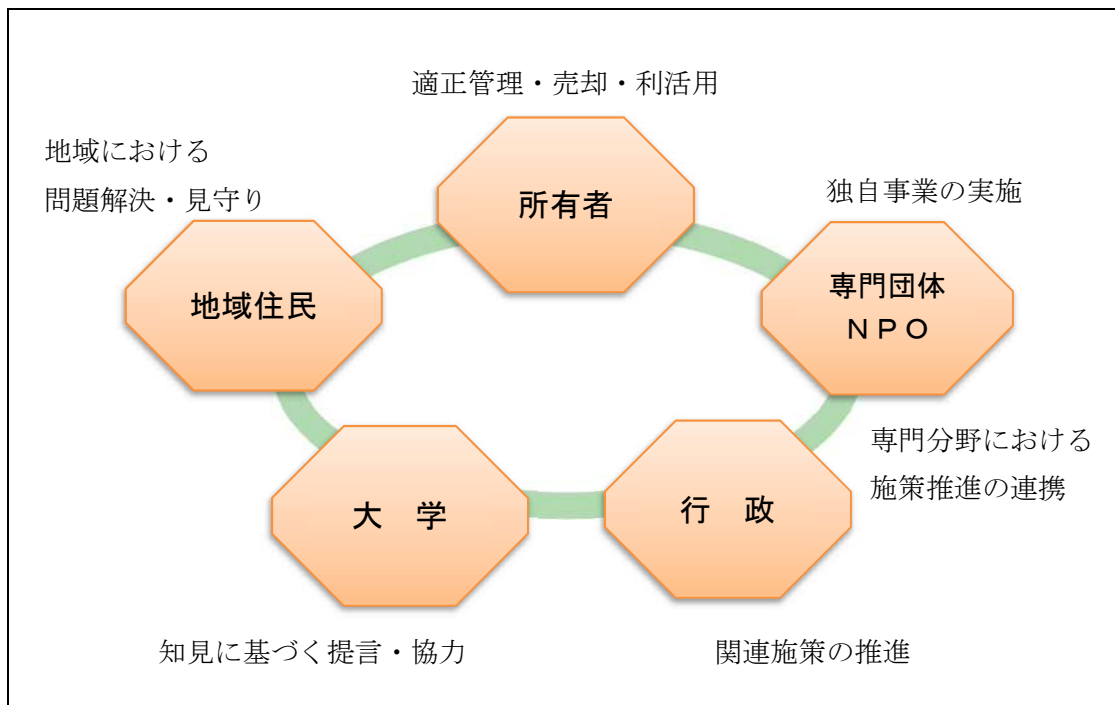
| |
|--|
| 埼玉県、市町村【63】、関係団体（不動産・建築・法律・金融等）【15】 オブザーバー：国土交通省関東地方整備局建政部住宅整備課 |
|--|

4 関係団体等との連携

空き家等に関する情報の収集や管理、譲渡・活用等の相談対応、各施策の推進等においては、法務、建築、不動産、福祉などの専門的な知見や技術が必要となることから、本計画の推進にあたっては、行政だけでなく、これら関係団体等の協力を得て実施します。

また、第4章に掲げる具体的な施策を、より具体化して効果的に実施するために、これら関係団体等のほか、地域住民や市民団体、NPO等、地域で活動する団体等とも連携し、各々の得意分野におけるアイデアを活かしながら協働による取組を推進します（図表 38）。

図表 38 連携イメージ



5 国の事業等の活用

本計画に掲げる各施策の推進にあたっては、法第 15 条第 1 項に規定する財政上の措置として国が市町村に対し実施する各種助成制度の効果的な活用を検討します。

図表 39 国土交通省が実施する各種助成制度

| 事業名 | 内容 | 要件等 |
|---------------|---|---|
| 空き家対策総合支援事業 | 法第 6 条に規定する空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、重点的・効率的な支援を行うもの。 | ①法に基づく「空家等対策計画」を策定している ②法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある など |
| 空き家再生等推進事業 | 居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅又は空き建築物の除却又は活用等に対し支援を行うもの。 | ①法に基づく「空家等対策計画」を策定している ②空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、計画的な活用・除却を推進すべき区域として地域住宅計画等に定められた区域で実施 など |
| 先駆的空き家対策モデル事業 | 市区町村や民間事業者が連携して行う法に基づく先駆的な取組みについて国が支援し、成果を全国に展開するもの。 | ①法務、不動産等の専門家等と市区町村等が協力した取組であること ②現実の空き家を対象に行う実践的な取組であること ③取組の成果について他者の参考となるようとりまとめ、公開すること |

6 さいたま市空き家等対策協議会

本計画の作成、変更、実施に関する調査審議をするため、法第6条に規定する協議会として「さいたま市空き家等対策協議会（以下、「協議会」という。）」を設置しています（平成28年さいたま市条例第54号）。

本計画に基づく施策、事業等の推進にあたっては、毎年度、協議会において進捗状況を報告して、本市の空き家等対策が本計画の基本的方針に沿って進められているか検証します。

さいたま市空き家等対策協議会（第1期）

任期：平成29年3月28日～平成31年3月27日

| 氏名 | 所属団体 |
|--------------------------|-----------------------------------|
| ありづか れいこ 在塚 礼子 | 埼玉大学 名誉教授 |
| いけだ たかし 池田 尚司 | 一般社団法人埼玉建築士会 理事・さいたま北支部長 |
| おおさわ さかえ 大澤 栄 | 公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部 理事 |
| くらはし とおる 倉橋 透（会長） | 獨協大学経済学部経済学科 教授 |
| こいけ とうじ 小池 東司 | 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 さいたま浦和支部 常任相談役 |
| はしもと けんじ 橋本 健二 | 一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 副会長・浦和支部長 |
| まつもと としお 松本 敏雄 | さいたま市自治会連合会 会長 |
| みやた ひろし 宮田 浩 | 埼玉土地家屋調査士会 大宮支部長 |
| もりた ひとし 森田 太 | 埼玉司法書士会 災害協定・空家対策委員 |
| やまぐち いつお 山口 逸雄 | 埼玉県警察さいたま市警察部 主席調査官 |
| やまざき ひでお 山崎 秀雄 | 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 常務理事 |
| よしひろ けいこ 吉廣 慶子 | 埼玉弁護士会 弁護士 |
| わかばやし あきふみ 若林 祥文（副会長） | 特定非営利活動法人都市づくりNPOさいたま 副理事長 |
| しみず はやと 清水 勇人（構成員） | さいたま市長 |

さいたま市空き家等対策計画

発行 平成 30 年 3 月

編集 さいたま市 環境局 環境共生部 環境創造政策課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL 048-829-1325 FAX 048-829-1991

E-mail kankyo-sozo-seisaku@city.saitama.lg.jp